

# 千葉県報

定例  
令和5年3月28日

第13823号

千葉県報

令和5年3月28日(火曜日)

## 主要目次

○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	一
○	土地改良区の解散	一
○	保安林の指定の解除	一
○	千葉県資源管理方針の変更	一
○	令和四年千葉県告示第二百三十一号の一部を改正する告示	八
○	都市計画道路事業の認可(三件)	九
○	都市計画道路事業の変更認可(八件)	九
○	道路区域の変更	一
○	昭和六十一年千葉県告示第三百九十二号の一部を改正する告示	一
○	土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)	一
○	選挙管理委員会告示	一
○	公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	二
○	昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示	二
○	公告	一
○	土地改良区役員の退任及び就任(二件)	二
○	基本測量の実施(二件)	三
○	公共測量の実施(二件)	三
○	公共測量の終了(六件)	三
○	一般競争入札(保留地の処分)の実施	四
○	監査委員公告	一
○	監査の結果に係る措置の内容の公表	五
○	包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表	五
○	包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表	五
○	特定調達公告	一
○	落札者等の公告(三件)	六

## 告示

## 示

千葉県告示第二百二十一号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七

第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和五年三月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一一十一	成田市小泉字仲定八四八番の一部及び八四八番二の一部並びに十余三字四本木七三番二七の二の一部、七三番二八の一部、七三番二九、七三番三〇の一部、七三番三四の一部、七三番五三の一部、七三番五七の一部、七三番五九の一部、七三番六三、七三番六四の一部、七三番七七の一部、七三番七八の一部及び七五番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

### 千葉県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号の規定により、白井市白井土地改良区は解散した。  
令和五年三月二十八日  
千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第二百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する。  
令和五年三月二十八日  
千葉県知事 熊谷 俊人

- 解除に係る保安林の所在場所  
旭市西足洗字浜三二九番一八、三二九番一九
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
- 解除の理由  
指定理由の消滅

### 千葉県告示第二百二十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、千葉県資源管理方針を次のとおり変更した。  
令和五年三月二十八日  
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事

熊谷 俊人

八 変更に係る千葉県資源管理方針  
個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は1から7までに、特定水産資源以外の水産資源（法第十一条第二項第二号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は8から12までに、法第十一条第二項第二号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は13から44までに、それぞれ定めるものとする。  
（1から7までは、省略する。）

8 かつお（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

かつお（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

9 きはだ（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きはだ（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

10 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

びんなが（北西太平洋海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

11 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めかじき（北西太平洋海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

12 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めばち（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

13 きんめだい太平洋系群（千葉県銚子沖）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋系群（千葉県銚子沖）

(2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のC P U Eで一日一隻当たり七〇キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

14 きんめだい太平洋系群（千葉県勝浦沖）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋系群（千葉県勝浦沖）

(2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のC P U Eで一日一隻当たり七〇キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のCPUで一日一隻当たり三・一キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

15 きんめだい太平洋系群（千葉県東京湾口）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

(2) きんめだい太平洋系群（千葉県東京湾口）資源管理の方向性  
 当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和九年までに増加とすることを旨とする。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

16 このしろ東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

(2) このしろ東京湾海域資源管理の方向性  
 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で一年当たり六四三トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源

評価が行えるように努めることとする。

17 評価が行えるように努めることとする。

17 評価が行えるように努めることとする。

(1) 水産資源の名称

(2) 水産資源の名称  
 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（小型機船底びき網漁業のCPUで一網当たり三・八キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

18 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

(2) ひらめ太平洋北部系群資源管理の方向性  
 当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和九年までに増加とすることを旨とする。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

19 ひらめ太平洋中部系群の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

(2) ひらめ太平洋中部系群資源管理の方向性  
 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（資源量で一年当たり三〇五トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

<p>22</p> <p>(1) 水産資源の名称 まあなご銚子・九十九里海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 本県沿岸への幼魚の来遊状況の情報収集を行うとともに、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和九年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>まこがれい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まこがれい東京湾海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和九年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>まあなご東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まあなご東京湾海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性</p>
<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>まあなご銚子・九十九里海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まあなご銚子・九十九里海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 本県沿岸への幼魚の来遊状況の情報収集を行うとともに、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和九年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（沖合底びき網漁業のC P U Eで一網当たり一八キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>まだい太平洋中部系群の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まだい太平洋中部系群</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で一年当たり一七トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>まあなご銚子・九十九里海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まあなご銚子・九十九里海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和九年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>

25 容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(1) 水産資源の名称  
めがいわび千葉県海域の資源管理方針

(2) 資源管理の方向性  
千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（素潜り漁業のCPUEで一日一隻当たり二・六キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

26 さざえ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称  
さざえ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性  
千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUEで一日一隻当たり六・四キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

27 いせえび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称  
いせえび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性  
千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUEで一日一隻当たり六・九キログラムを上回る資源水準）を維持す

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

28 水産資源の名称  
こういか東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称  
こういか東京湾海域

(2) 資源管理の方向性  
千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（小型機船底びき網漁業のCPUEで一網当たり一・六キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

29 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称  
まだこ千葉県外房海域

(2) 資源管理の方向性  
千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（たこつぼ漁業のCPUEで一回一隻当たり一〇三キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法</p>	<p>32 ぶりの資源管理方針 (1) 水産資源の名称 ぶり (2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（七、七九八トン）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</p>	<p>31 かたくちいわし太平洋系群の資源管理方針 (1) 水産資源の名称 かたくちいわし太平洋系群 (2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（八、三六四トン）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</p>	<p>30 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針 (1) 水産資源の名称 まかじき中西部北太平洋 (2) 資源管理の方向性 当面の間、中西部太平洋まぐる類委員会（WCPFC）の合意等に従い、資源の持続的な利用を図る。 (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>(2) 資源管理の方向性 いしかわしらうお千葉県海域</p>	<p>35 いしかわしらうお千葉県海域の資源管理方針 (1) 水産資源の名称 いしかわしらうお千葉県海域 (2) 資源管理の方向性 資源管理の方向性</p>	<p>34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針 (1) 水産資源の名称 あかむつ千葉県海域 (2) 資源管理の方向性 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（一九九トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p>	<p>33 あかかます千葉県海域の資源管理方針 (1) 水産資源の名称 あかかます千葉県海域 (2) 資源管理の方向性 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（五九トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。 (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>

<p>37</p> <p>(1) 水産資源の名称 しるぎす千葉県海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（二九トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>36</p> <p>(1) 水産資源の名称 さわら千葉県海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（三二三トン）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>40</p> <p>(1) 水産資源の名称 むつ・くろむつ千葉県海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（三七トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p>	<p>38</p> <p>(1) 水産資源の名称 たちうお東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（一九九トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>39</p> <p>(1) 水産資源の名称 とらふぐ千葉県海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値（一四トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p>

- 43
- (1) なみがい東京湾海域の資源管理方針  
水産資源の名称
- (2) 資源管理の方向性
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法  
第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当  
該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内  
容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源  
評価が行えるように努めることとする。
- 42
- (1) 水産資源の名称  
ほんびのすがい東京湾海域
- (2) 資源管理の方向性  
当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値  
（二、〇四六トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。な  
お、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向  
性を見直すこととする。
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法  
第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当  
該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内  
容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源  
評価が行えるように努めることとする。
- 41
- (1) 水産資源の名称  
うちむらさきがい東京湾海域の資源管理方針
- (2) 資源管理の方向性  
当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値  
（三九トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源  
評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直  
すこととする。
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法  
第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当  
該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内  
容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源  
評価が行えるように努めることとする。

- 44
- (1) 水産資源の名称  
まなまこ東京湾海域の資源管理方針
- (2) 資源管理の方向性  
当面の間、年間漁獲量を直近五年間（平成二十八年から令和二年まで）の平均値  
（四四トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源  
評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直  
すこととする。
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法  
第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当  
該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内  
容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源  
評価が行えるように努めることとする。
- 千葉県告示第百二十五号  
令和四年千葉県告示第百三十一号（知事管理漁獲可能量）の一部を次のように改正す  
る。  
令和五年三月二十八日  
千葉県知事 熊谷 俊 人
- 一 1中「八四・四トン」を「八六・二トン」に改め、一 2の表四の項中「八・〇トン」  
を「七・三トン」に改め、同表八の項中「二七・七トン」を「二八・九トン」に改め、同  
表十二の項中「一一・七トン」を「一二・三トン」に改め、同表十三の項中「一八・八ト  
ン」を「一九・五トン」に改める。



二の表四の項中「四三・四トン」を「四二・八トン」に改め、同表五の項中「三・五トン」を「四・一トン」に改める。

千葉県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・八〇号本町星久喜町線

三 事業施行期間  
令和五年三月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 千葉市中央区青葉町、矢作町及び星久喜町地内  
使用の部分 なし

千葉県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・一三〇号加曾利町大森町線

三 事業施行期間  
令和五年三月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 千葉市中央区仁戸名町、松ヶ丘町及び大森町地内  
使用の部分 なし

千葉県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、習志野都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
習志野市

二 都市計画事業の種類及び名称  
習志野都市計画道路事業三・四・九号谷津鷺沼線

三 事業施行期間  
令和五年三月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 習志野市鷺沼二丁目、鷺沼三丁目及び鷺沼四丁目地内  
使用の部分 なし

千葉県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・一三二号松波要町線

三 事業施行期間  
平成五年十月十五日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

千葉県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・三三三号新港横戸町線

<p>三 千葉都市計画画道路事業三・六・八八号千葉港黒砂台線 事業施行期間 平成八年八月二十日から令和十年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第百三十三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和五年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 習志野市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 習志野都市計画道路事業三・四・一一号大久保鷺沼台線</p> <p>三 事業施行期間 平成五年三月十二日から令和十年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p>千葉県告示第百三十一号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和五年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 千葉市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 千葉都市計画画道路事業三・四・三七号幕張本郷松波線</p> <p>三 事業施行期間 平成十一年二月十六日から令和十二年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第百三十四号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和五年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 習志野市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 習志野都市計画画道路事業三・四・四号藤崎花咲線</p> <p>三 事業施行期間 平成五年三月十二日から令和十年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p>千葉県告示第百三十二号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和五年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画画道路事業三・四・二五号宮本古和釜町線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十五年三月二十六日から令和十年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第百三十五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和五年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 千葉県知事</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 習志野都市計画画道路事業三・四・四号藤崎花咲線</p> <p>三 事業施行期間 平成五年三月十二日から令和十年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
 柏市

二 都市計画事業の種類及び名称  
 柏都市計画道路事業七・六・二号南通り線

三 事業施行期間  
 平成二十五年三月二十六日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地  
 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

千葉県告示第百三十六号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八千代都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
 八千代市

二 都市計画事業の種類及び名称  
 八千代都市計画道路事業三・四・一号新木戸上高野原線

三 事業施行期間  
 平成十八年四月四日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地  
 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

千葉県告示第百三十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和五年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。  
 令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 守谷流山線  
 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
柏市布施字谷ノ尻六九四番五地先から六九一番七地先まで	前 後	一五・一七メートルから一七・九六メートルまで 一三・六一メートルから一六・三八メートルまで	三五・九七メートル 三五・九七メートル

千葉県告示第百三十八号  
 昭和六十一年千葉県告示第百九十二号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。  
 令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

表木更津港の項港湾管理用移動施設(その他)の目を削る。

千葉県告示第百三十九号  
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、四街道市物井新田土地区画整理組合の事業計画(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。  
 令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の名称  
 四街道市物井新田土地区画整理組合

二 事務所所在地  
 四街道市物井八四八番地

三 設立認可の年月日  
 平成二十一年十月六日

四 変更の内容  
 事業施行期間  
 変更前 平成二十一年十月六日から令和五年三月三十一日まで  
 変更後 平成二十一年十月六日から令和六年三月三十一日まで  
 変更認可の年月日  
 令和五年三月二十八日

千葉県告示第百四十号  
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、いす

み市寄瀬土地区画整理組合の事業計画(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の名称

いすみ市寄瀬土地区画整理組合

二 事務所の所在地

いすみ市大原最上台三六番地二

三 設立認可の年月日

平成元年四月二十一日

四 変更の内容

事業施行期間

変更前 平成元年四月二十一日から令和五年三月三十一日まで

変更後 平成元年四月二十一日から令和六年三月三十一日まで

五 変更認可の年月日

令和五年三月二十八日

### 選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十八日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

#### 千葉県選挙管理委員会告示第十一号

##### 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程(昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人吉栄会下総病院の項を次のように改める。

医療法人下総会薬園台リハビリテーション病院	船橋市滝台町九四番地二二
-----------------------	--------------

別表第一サテライト型小規模介護老人保健施設なのはな館なぎさの項の次に次のように加える。

医療法人徳洲会館山病院	館山市北条字段所五二〇番地一
-------------	----------------

別表第一中「佐倉市下志津字宮下五六四番一」を「佐倉市下志津五六四番地一」に改め、同表医療法人社団よつ葉会介護老人保健施設さかき光陽の項を削る。

別表第二中「ライフ&シニアハウス市川」を「ブランシェール市川」に改め、同表特別養護老人ホーム古和釜恵の郷の項を削り、同表中「株式会社長谷工シニアウエルデザイン高根台つどいの家(サポートハウス高根台)」を「有料老人ホームウエルミータラス高根

台(サポートハウス高根台)」に、「株式会社長谷工シニアウエルデザイン高根台つどいの家(テラス高根台)」を「有料老人ホームウエルミータラス高根台」に改め、同表社会福祉法人ノテ福祉会特別養護老人ホームノテ船橋の項の次に次のように加える。

社会福祉法人緑山会特別養護老人ホーム船橋グリーンテラス	船橋市古和釜町八七一番地二
-----------------------------	---------------

別表第二養護老人ホーム東総園の項及び社会福祉法人さくら会軽費老人ホーム勝浦部原の項を削り、同表有料老人ホームここあんすの家ひまり館の項の次に次のように加える。

あいらの杜新鎌ヶ谷	鎌ヶ谷市初富二六番地七
別表第二株式会社シルバード銀木犀(浦安)の項の次に次のように加える。	浦安市富岡三丁目二番六号

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

#### 千葉県選挙管理委員会告示第十二号

昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

表旭市選挙管理委員会の項旭市青年の家の目を削る。

### 公 告

#### 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、市原市市西土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年三月二十八日

一 退任理事	千葉県知事	熊谷 俊人
市原市海士有木一、六七五番地の一		貝塚 芳夫
二 就任理事		齋藤 忠篤
市原市海士有木一、六六二番地七		

#### 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、市原市上郷南和土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年三月二十八日

<p>一 退任理事 市原市海保七〇七番地</p> <p>二 就任理事 市原市海保七〇〇番地</p> <p>基本測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。 令和五年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 作業種類 基本測量(航空重力測量)</p> <p>二 作業期間 令和五年四月一日から七月三十一日まで</p> <p>三 作業地域 県内全域</p> <p>基本測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。 令和五年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 作業種類 基本測量(衛星合成開口レーダー地盤変動測量)</p> <p>二 作業期間 令和五年四月一日から国土地理院長が終了した旨を知事に通知するまで</p> <p>三 作業地域 県内全域</p> <p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和五年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 木更津市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点復旧)</p> <p>三 作業期間 令和五年三月十日から二十四日まで</p> <p>四 作業地域 木更津市請西二丁目</p> <p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p>
<p>令和五年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 測量計画機関 国土交通省都市局都市政策課</p> <p>二 作業種類 公共測量(3D都市モデル作成)</p> <p>三 作業期間 令和五年二月二十日から三月二十二日まで</p> <p>四 作業地域 茂原市全域</p> <p>公共測量の終了 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和五年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局首都国道事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量及び地形測量)</p> <p>三 作業期間 令和二年八月一日から令和四年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 市川市大和田一丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、菅野二丁目、菅野三丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、稲荷木一丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、平田二丁目、平田三丁目及び平田四丁目</p> <p>公共測量の終了 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年四月二十八日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和五年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局首都国道事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量、車載写真レーザ測量及び地形測量)</p> <p>三 作業期間 令和二年八月一日から令和四年四月二十八日まで</p> <p>四 作業地域 市川市国分一丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、菅野三丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、須和田一丁目、中国分一丁目及び堀之内一丁目</p> <p>公共測量の終了 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局首都国道事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量、車載写真レーザ測量及び地形測量)</p> <p>三 作業期間 令和二年八月一日から令和四年四月二十八日まで</p> <p>四 作業地域 市川市国分一丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、菅野三丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、須和田一丁目、中国分一丁目及び堀之内一丁目</p> <p>公共測量の終了 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長</p>

から通知があった。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局首都国道事務所
- 二 作業種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量及び地形測量)
- 三 作業期間 令和二年八月一日から令和四年三月三十一日まで
- 四 作業地域 市川市田尻五丁目、稻荷木一丁目、稻荷木二丁目及び稻荷木三丁目

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年一月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉地方方法務局
- 二 作業種類 公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)
- 三 作業期間 令和三年十月二十日から令和五年一月三十一日まで
- 四 作業地域 習志野市大久保一丁目、大久保三丁目、藤崎一丁目、藤崎五丁目、藤崎六丁目、藤崎七丁目及び本大久保一丁目

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年一月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 柏市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和四年十一月二十九日から令和五年一月三十一日まで
- 四 作業地域 柏市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年二月二十四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 八千代市
- 二 作業種類 公共測量(3D都市モデル作成)
- 三 作業期間 令和四年四月二十日から令和五年二月二十四日まで
- 四 作業地域 八千代市全域

一般競争入札(保留地の処分)の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。

令和五年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 処分する保留地

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	流山市(流山市都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内五八街区一画地、三一画地、三二画地、一六一画地及び一六一二画地)	一、三九一・〇四m <sup>2</sup>	二二一、九六八、〇〇〇円
2	流山市(流山市都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内九五街区四画地)	三四二・七七m <sup>2</sup>	六五、一二六、〇〇〇円
3	流山市(流山市都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内九七街区一一画地及び九八街区一一画地)	三〇八・九三m <sup>2</sup>	五六、六九八、〇〇〇円
4	流山市(流山市都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内一〇三街区一五一画地及び一五一二画地)	四四九・六三m <sup>2</sup>	七七、三三六、〇〇〇円

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

4 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先

流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一三八)六三六〇

四 入札及び開札の期間及び場所等

- 1 入札の期間 令和五年六月二十二日(木曜日)及び二十三日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
- 2 入札の場所 千葉県流山区画整理事務所
- 3 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。

4 入札参加上の注意

(一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

(二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件 番号	日 時	場 所
1	令和五年六月二十六日(月曜日) 午前九時三十分	千葉県流山区画整理事務所三階
2	令和五年六月二十六日(月曜日) 午前十時十分	同上
3	令和五年六月二十六日(月曜日) 午前十時五十分	同上
4	令和五年六月二十六日(月曜日) 午前十一時三十分	入札室

五 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効

規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

- 1 申込期間 令和五年五月十一日(木曜日)及び十二日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 2 受付場所 千葉県流山区画整理事務所
- 3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他

- 1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。
- 2 その他 詳細は、分譲案内書による。

### 監 査 委 員 公 告

監査の結果に係る措置の内容の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。

令和五年三月二十八日

千葉県監査委員 小 倉 明  
 千葉県監査委員 川 口 明  
 千葉県監査委員 江野澤 吉 克  
 千葉県監査委員 鈴木 衛

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定により、包括外部監査人松本達之から監査の結果に関する報告の提出があったので、別冊のとおり公表する。

令和五年三月二十八日

千葉県監査委員 小 倉 明  
 千葉県監査委員 川 口 明  
 千葉県監査委員 江野澤 吉 克  
 千葉県監査委員 鈴木 衛

包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定によ

り、平成二十八年度、令和元年度及び令和三年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和五年三月二十八日

千葉県監査委員	小倉 明
千葉県監査委員	川口 明
千葉県監査委員	江崎 吉
千葉県監査委員	鈴木 輝

### 特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告並びに、MTCOに基づく特定調達公告に関する種々の便宜を設けるものとする。

#### 落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。  
令和5年3月28日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①印旛沼流域下水道焼却灰等の処理業務委託 予定数量 2, 150トン ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年2月1日 ④大平興産株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 ⑤1トン当たり35, 200円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日

その2

①印旛沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 予定数量 2, 800トン ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年2月1日 ④日本メサライント工業株式会社 船橋市西浦三丁目9番2号 株式会社京葉興業千葉支店 千葉市稲毛区稲毛東四丁目2番8号 ⑤1トン当たり28, 820円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日

#### 落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年3月28日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①手賀沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 予定数量 1, 250トン ②千葉県手賀沼下水道事務所 柏市篠籠田130番 ③令和5年2月1日 ④日本メサライント工業株式会社 船橋市西浦三丁目9番2号 株式会社京葉興業千葉支店 千葉市稲毛区稲毛東四丁目2番8号 ⑤1トン当たり28, 380円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日

#### 落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。  
令和5年3月28日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキ等の処理業務委託 予定数量 15, 000トン ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④千葉県産業クリーン株式会社 銚子市小浜町2, 950番地 株式会社市川環境エンジニアリング 市川市田尻二丁目11番25号 ⑤1トン当たり32, 230円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日

その2

①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その1) 予定数量 10, 500トン ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④エコシステム千葉株式会社 袖ケ浦市長浦拓1号30-2 一宮運輸株式会社関東支社 市原市姉崎海岸126番地 ⑤1トン当たり29, 040円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日

その3

①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その2) 予定数量 9, 000トン ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号 日興運送株式会社 茨城県土浦市荒川沖東二丁目10番34号 ⑤1トン当たり30, 030円 ⑥一般



<p>競争入札 ⑦令和4年12月20日</p> <p>その4</p> <p>①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その3) 予定数量 7,500トソ ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④株式会社タカヤマ 埼玉県所沢市大字南永井37番地9号 ⑤1トソ当たり29,150円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日</p> <p>その5</p> <p>①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その4) 予定数量 3,000トソ ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④株式会社ピラミッド 栃木県那須郡那珂川町芳井4番地35号 株式会社市川環境エンジニアリング 市川市田尻二丁目11番25号 ⑤1トソ当たり26,950円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日</p> <p>その6</p> <p>①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その5) 予定数量 2,500トソ ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④J&amp;T環境株式会社 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1 株式会社市川環境エンジニアリング 市川市田尻二丁目11番25号 ⑤1トソ当たり31,900円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日</p> <p>その7</p> <p>①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その6) 予定数量 2,000トソ ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地 株式会社市川環境エンジニアリング 市川市田尻二丁目11番25号 ⑤1トソ当たり53,350円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日</p> <p>その8</p> <p>①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その7) 予定数量 1,500トソ ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月1日 ④日本メサライト工業株式会社 船橋市西浦三丁目9番2号 株式会社市川環境エンジニアリング 市川市田尻二丁目11番25号 ⑤1トソ当たり36,850円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月20日</p>	
--	--

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

七〇六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八